令和５年度第２回さいたま市社会教育委員会議　次第

（第12期第１回会議）

日時：令和５年11月20日（月）
　　　10時00分から
会場：市役所別館２階
　　　第４委員会室

１　開　　　会

２　委嘱状交付

３　挨　　　拶

４　正副議長選出

５　議　　　事

⑴　社会教育委員会議及び生涯学習ビジョンの概要について

⑵　第11期さいたま市社会教育委員会議の提言について

⑶　第12期さいたま市社会教育委員会議の協議内容について

６　連　　　絡

７　閉　　　会

令和５年度第２回(第 12 期第１回)さいたま市社会教育委員会議　出席者名簿

No.	氏　名	選出母体等	備　考
1	石川　敬史	十文字学園女子大学准教授	
2	石﨑　敬吾	さいたま市中学校長会	
3	井上　久雄	青少年育成さいたま市民会議副会長	欠　席
4	今川　夏如	さいたま市ＰＴＡ協議会副会長	
5	加藤　美幸	十文字学園女子大学学修支援員	
6	小林　玲子	公民館運営審議会委員	欠　席
7	佐野　操	埼玉県家庭教育アドバイザー	
8	澁谷　知範	公募委員	
9	関根　広美	特定非営利活動法人さいたまＮＰＯセンター専任委員	
10	鶴ヶ谷　柊子	浦和大学講師	欠　席
11	永井　正	(公財)さいたま市スポーツ協会専務理事	
12	林　弘樹	映画監督	欠　席
13	藤田　成司	さいたま市立小学校校長会	
14	吉沢　浩之	さいたま商工会議所常務理事	
15	若原　幸範	聖学院大学准教授	

(50 音順)

(事務局)

1	竹居　秀子	さいたま市教育長
2	辻　美由紀	教育委員会事務局生涯学習部長
3	辰市　健太朗	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課長
4	田原　佑介	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課副参事
5	石田　悦子	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課長補佐兼企画振興係長
6	伊藤　智美	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係主査
7	清宮　雅貴	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係主任
8	中村　和哉	教育委員会生涯学習総合センター参事兼副館長
9	野村　明子	教育委員会中央図書館資料サービス課長補佐

資料１

社会教育委員会議の概要及び生涯学習ビジョンについて

令和５年11月20日（月）

令和５年度第２回社会教育委員会議
（第12期第１回会議）

【参考】さいたま市教育委員会の組織構成について

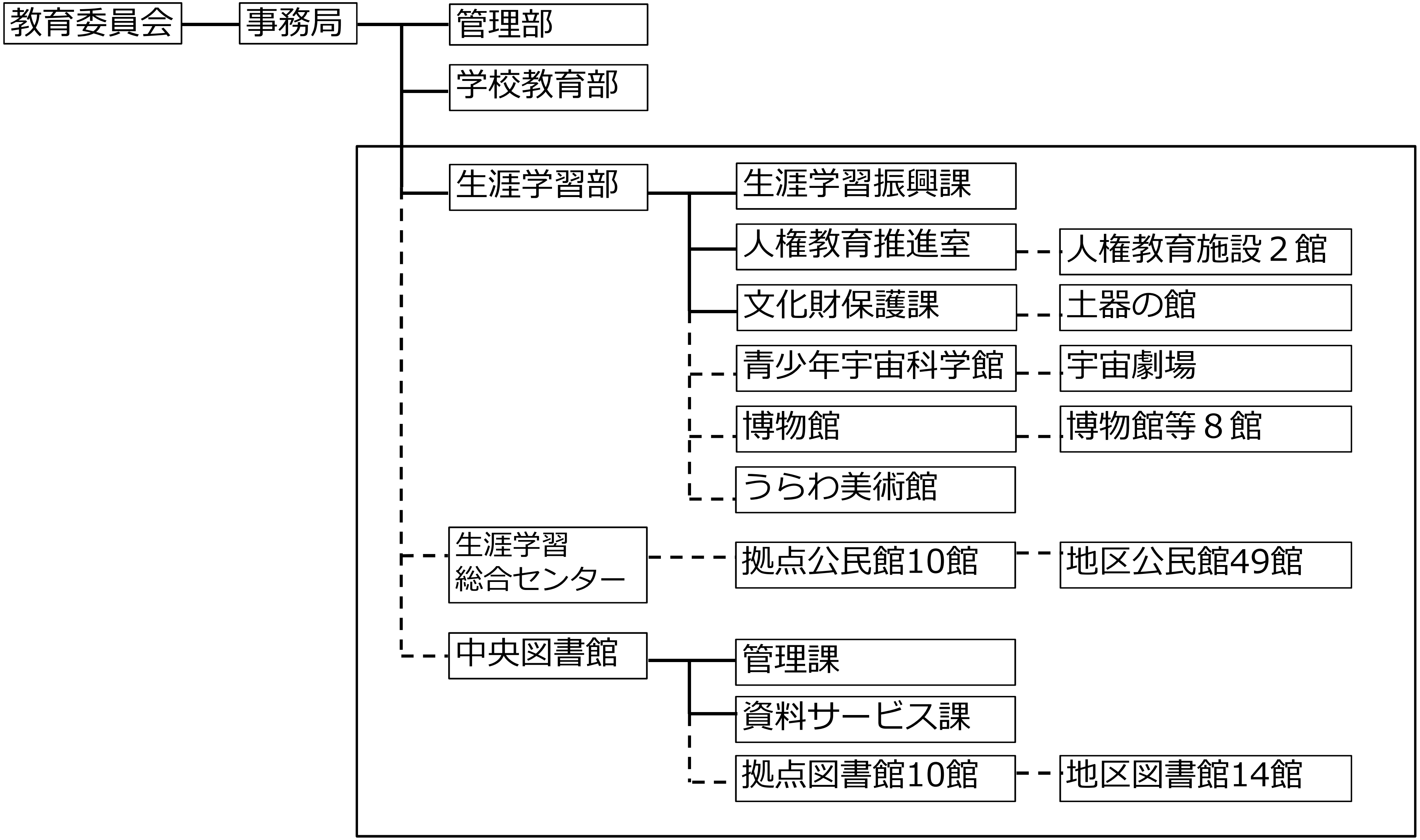

法的根拠①　社会教育法

社会教育委員の設置

第十五条　都道府県及び**市町村に社会教育委員を置くことができる。**
２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員の職務

第十七条　社会教育委員は、**社会教育に関し教育委員会に助言するため、**次の職務　を行う。
　一　社会教育に関する諸計画を立案すること。
　二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
　三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員の委嘱の基準等

第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

法的根拠②　さいたま市社会教育委員設置条例

委嘱

第２条　委員は、次に掲げる者のうちから市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。
(1)　学校教育及び社会教育の関係者
(2)　家庭教育の向上に資する活動を行う者
(3)　学識経験を有する者
(4)　公募による市民

定数

第３条　**委員の定数は、15人とする。**

任期

第４条　**委員の任期は、２年とする**。ただし、再任を妨げない。
２　委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。
３　委員が欠けた場合の**補欠委員の任期は、前任者の残任期間**とする。

開催状況と審議内容

1　会議の開催状況等

(1) 定例の会議は**<u>年４回程度</u>**
(2) 各種社会教育関係協議会・大会等
　指定都市社会教育委員の連絡協議会、全国、関東甲信越静の社会教育研究大会がそれぞれ年１回開催される。

2　会議での審議内容

(1)検討テーマを設定し提言・報告書等の作成
　・**<u>１期２年の間にテーマを設定し、社会教育・生涯学習に関する研究・調査等を行い、報告書等を教育長へ提出する。</u>**
(2) 本市の生涯学習関連事業に係る報告
(3) 各種社会教育関係協議会・大会等の報告
(4) 社会教育関係団体補助金支出に係る意見聴取
(5) その他連絡事項等

社会教育委員からの意見・提言・報告等

	期間	検討テーマ
第６期	H23.10.1～ H25.9.30	第２次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について（答申）
第７期	H25.10.1～ H27.9.30	『活かせる』『つながる』生涯学習環境の構築に向けた社会教育の役割について（提言）
第８期	H27.10.1～ H29.9.30	学びを通じて人々がつながる社会の仕組みをいかにつくるか（提言）
第９期	H29.10 .1～ R1.9.30	第３次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について（答申）
第10期	R1.10.1～ R3.9.30	さいたま市生涯学習ビジョン
第11期	R3.10.1～ R5.9.30	「さいたま市生涯学習ビジョン」を実現していくための方策について（提言）

さいたま市生涯学習ビジョン１

１　さいたま市生涯学習ビジョン策定の目的

社会が地球規模で変化し、生涯にわたる学びのあり方が大きく転換する現代において、学びの力や新たな可能性を市民と共有するため、令和３年３月に**「さいたま市生涯学習ビジョン」**を策定。

目指す姿　　**生涯の学びを通じて　自分とまちが輝く未来**

生涯学習ビジョン（概念図）

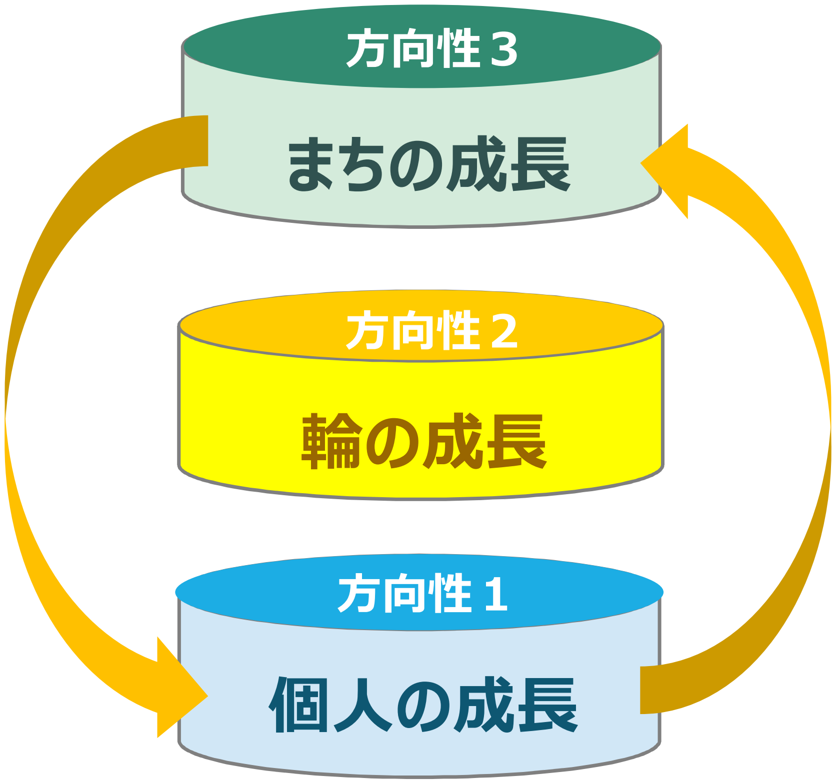

■方向性３ ＜まちづくり＞

学んだことを、地域づくり、未来づくりに生かしましょう！

■方向性２ ＜つながりづくり＞

学びでつながる「学習コミュニティ」で、ネットワークをつくりましょう！

■方向性１ ＜人づくり＞

学びを通じて自分を磨き、人生を豊かにしましょう！

さいたま市生涯学習ビジョン２

２　さいたま市生涯学習ビジョンの位置づけ

- **さいたま市生涯学習ビジョン**は、本市の最上位計画である**さいたま市総合振興計画基本計画**の個別計画、**第２期さいたま市教育振興基本計画**に紐づいている。

- 各所管の個別事業に対する評価・検証を目的とするのではなく、市民が生涯学習への意識向上を図るための方向性を示している。

- 生涯学習ビジョンの策定と同時に、**公民館ビジョン**、**図書館ビジョン**を策定。

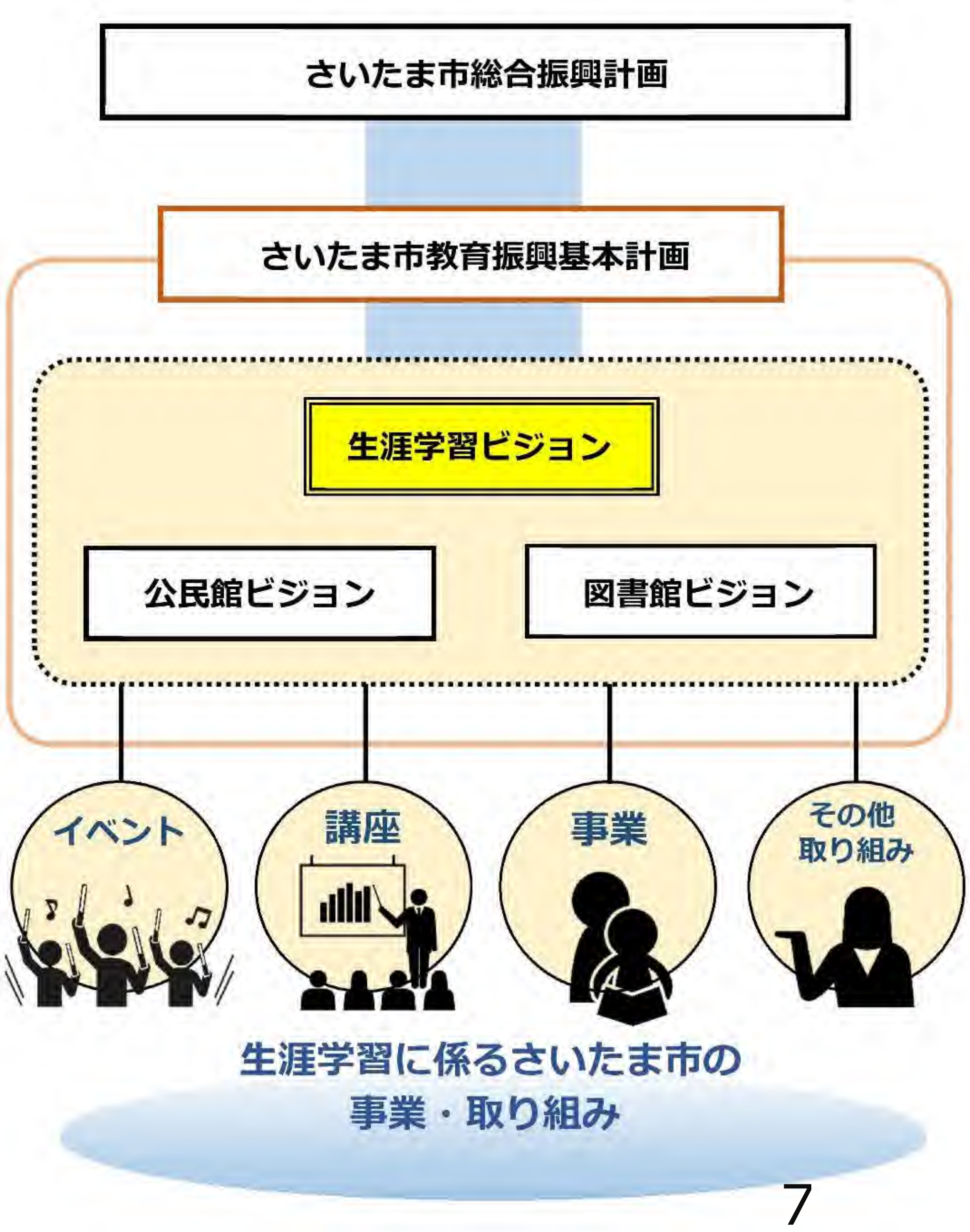

【参考】第11期社会教育委員会議の会議状況

開催回	期　　日	主な審議内容等
第１回	令和３年11月15日	● さいたま市生涯学習ビジョンについて ● 生涯学習推進計画関連事業調査について ● 第11期社会教育委員会議における審議内容について
第２回	令和４年１月13日	● コロナ禍における生涯学習関連施設での取組等について ● 第11期社会教育委員会議における審議内容について
第３回	令和４年３月18日	● 第11期社会教育委員会議の進行について
第４回	令和４年７月19日	● 令和４年度社会教育関係団体補助金について ● ワークショップ（スポーツ推進委員支援等事業）
自主会	令和４年11月１日	● ワークショップ（消防団の充実強化）
第５回	令和４年11月24日	● ワークショップ（高齢者大学事業）
第６回	令和５年１月23日	● 第11期さいたま市社会教育委員会議提言の構成について
第７回	令和５年３月14日	● 第11期さいたま市社会教育委員会議提言の骨子について
第８回	令和５年７月４日	● 令和５年度社会教育関係団体補助金について ● 第11期さいたま市社会教育委員会議提言案について

資料２

「さいたま市生涯学習ビジョン」を実現していくための方策について

提　言

～概要版～

令和５年11月

第11期さいたま市社会教育委員会議

1　「さいたま市生涯学習ビジョン」の掲げる理念 (☛ 提言P.1)

「さいたま市生涯学習ビジョン」は社会がこれまでにない変化や危機の時代を迎える中、学びを通じて個人が成長（人づくり）し、学びを通じて個人がつながることで学習のコミュニティが成長（つながりづくり）し、学びを生かしたコミュニティが活動することで地域づくり、未来づくりに生かされること（まちづくり）を目指して策定された。

第11期さいたま市社会教育委員会議は、この「生涯学習ビジョン」を実現していくため、さいたま市の市民と行政がともに取り組むべき方策について、２年間にわたり議論を行った。

目指す姿

生涯の学びを通じて　自分とまちが輝く未来

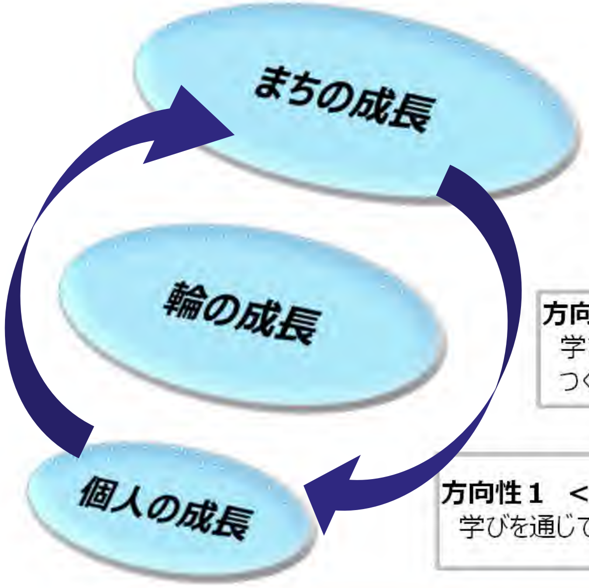

方向性３　<まちづくり>
学んだことを、地域づくり、未来づくりに生かしましょう！

方向性２　<つながりづくり>
学びでつながる「学習コミュニティ」で、ネットワークをつくりましょう！

方向性１　<人づくり>
学びを通じて自分を磨き、人生を豊かにしましょう！

さいたま市学びのサポート宣言

一人ひとりの学びに寄り添い、
市民とまちが輝く未来への扉を共に開きます。

2　提言を作成するまでの議論（☛ 提言P.2）

提言の作成にあたり、現在さいたま市で行われている事業の良さを洗い出すワークショップを３回にわたって実施し、「生涯学習ビジョン」を実現していくための方策を考えるヒントを探った。

ワークショップで話し合いを重ねる中で、「学びの可視化・見える化」「学びのネットワークや活動の連携・協働」「学びの多様性への配慮」「学びの成果を発揮・活躍する場の提供」という４つの視点が整理され、それを基にさらに検討を行い、「人づくりからつながりづくり、まちづくりへ、発展・展開・循環するための方策」と「学習者と学習支援者双方が『生涯学習ビジョン』を理解するための方策」の２つにまとめた。

ワークショップ

第１回　スポーツ推進委員支援等事業

第２回　消防団の充実強化

第３回　高齢者大学事業（シニアユニバーシティ）

４つの視点

- 学びの可視化・見える化
- 学びのネットワークや活動の連携・協働
- 学びの多様性への配慮
- 学びの成果を発揮・活躍する場の提供

3　人づくりからつながりづくり、まちづくりへ、発展・展開・循環するための方策

⑴　人づくりへ向けて（☛ 提言P.３）

→　自立性・自律性の獲得・向上

　学習者は学習成果を活用し、可視化・共有することで、その価値を改めて実感し、自己のチカラとすることができる。

　そのため行政等の学習支援者には学習者の連携・ネットワークの要となり、学習成果を活用できる場を提供することや、そもそも学習活動に参加するハードルが高い市民に学習情報や学習機会を提供するため、関係機関等と連携・協働することが求められる。

＜具体的取組＞

- ○ 生涯学習人材バンク
- ○ 生涯学習フェスティバル
- ○ スポーツ推進委員の育成・支援
- ○ スクールサポートネットワーク
- ○ 生涯学習コンテンツ

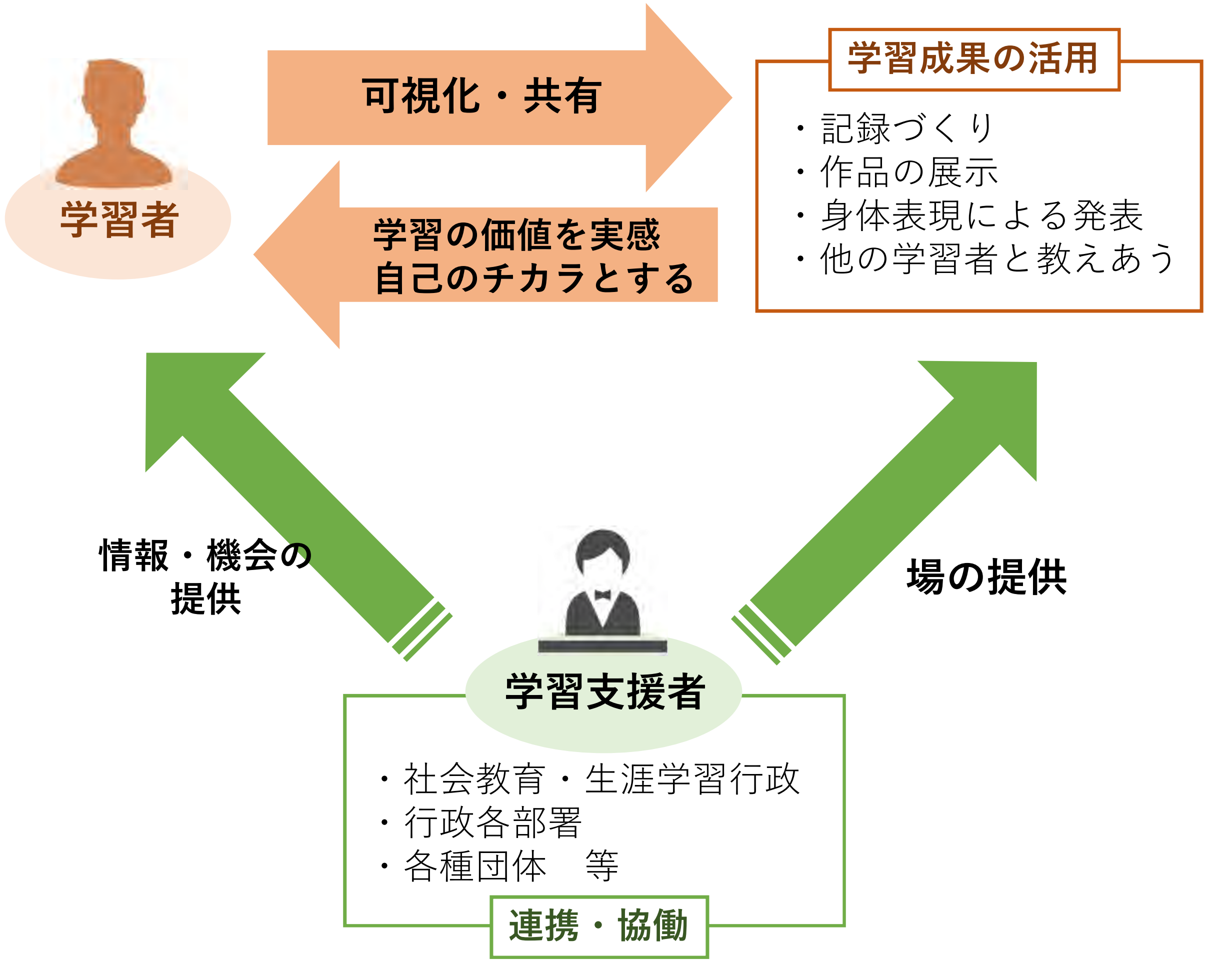

3　人づくりからつながりづくり、まちづくりへ、発展・展開・循環するための方策

⑵　つながりづくりへ向けて(☛ 提言P.5)

→　協働・共生への意識の獲得・向上

　学習活動の成立・継続・発展には学習者同士が出会い、知り合う場づくりが不可欠であり、行政等の学習支援者が組織化・ネットワークづくりを支援することが求められる。

　また、外国にルーツを持つ人々の増加や、障害者の社会進出、ジェンダー等で社会が多様化する中、学習支援者には異なる背景を持つ学習者が互いに多様性への理解を深めることを助ける必要がある。

＜具体的取組＞

○ 各種生涯学習講座
○ シニアユニバーシティ
○ 公民館文化祭

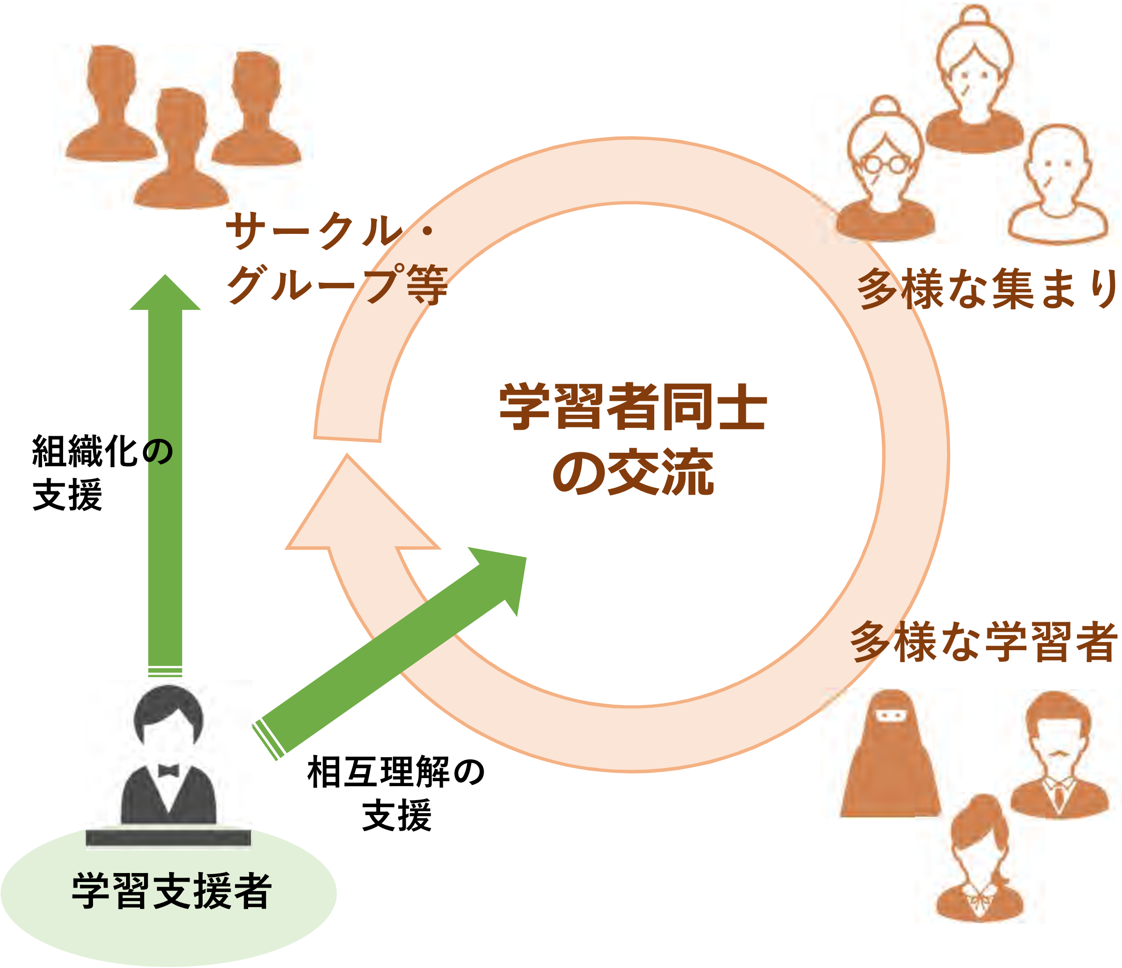

3　人づくりからつながりづくり、まちづくりへ、発展・展開・循環するための方策

⑶　まちづくりへ向けて（☛ 提言P.７）

→　当事者意識・創造性の獲得・向上

　地域の自然や伝統文化を学ぶ郷土学習や、地域の問題解決や行事等を企画する活動などを通して、学習者に、自身が地域のつながりの中で暮らしていることを実感してもらうこと、地域の特質・固有性を理解してもらうこと、地域の課題を解決する行動へ取り組んでもらうこと、地域への愛着や郷土愛を持ってもらうこと等を促すことで、地域の中からまちづくりを担う人材を養成・支援する。

＜具体的取組＞

○ コミュニティ・スクール
○ 郷土学習・地域活動
○ さいたま学
○ 図書館、博物館等の資料収集活動
○ 消防団活動

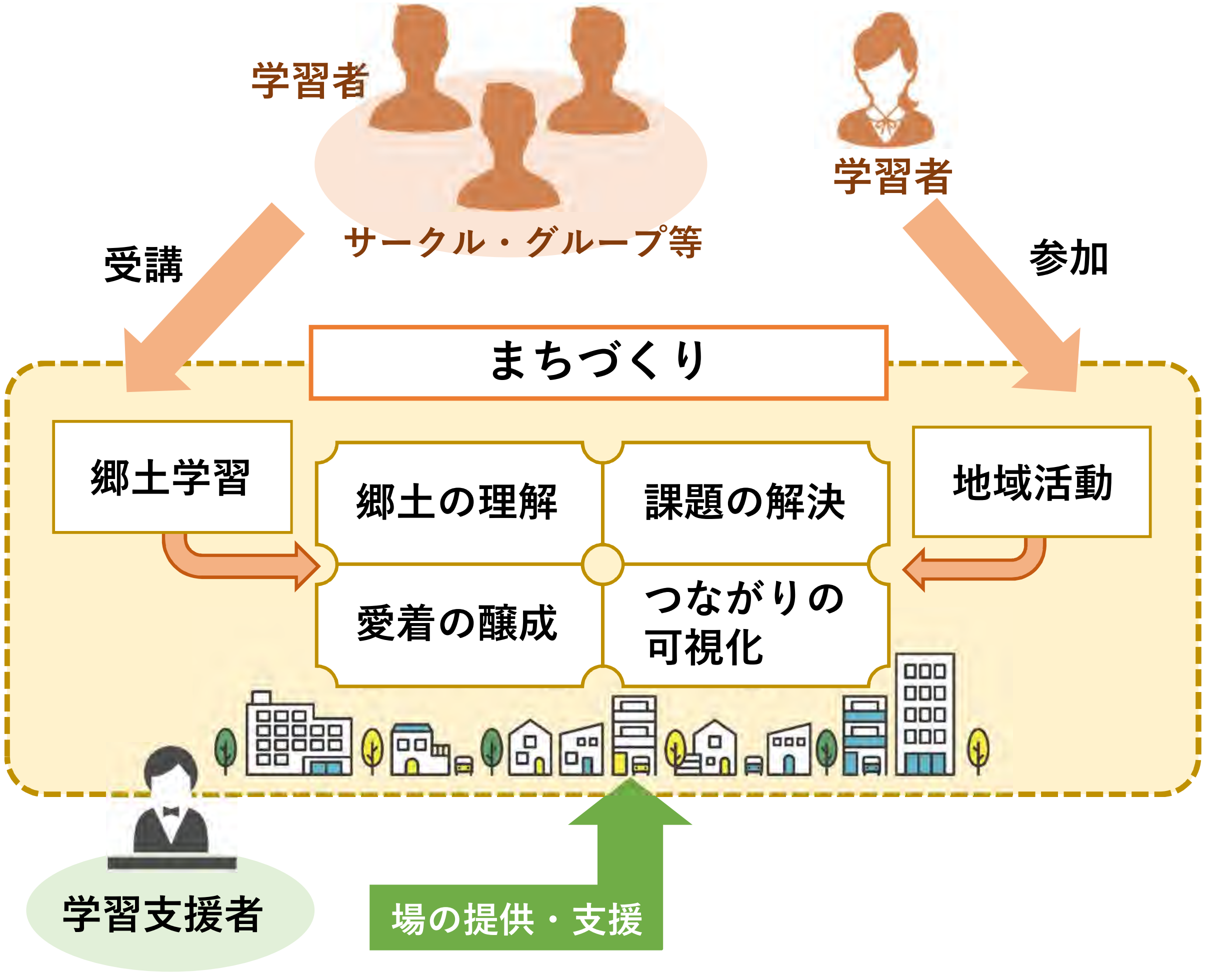

3　人づくりからつながりづくり、まちづくりへ、発展・展開・循環するための方策

⑷「生涯学習ビジョン」の実現へ向けて（☛ 提言P.10）

「人づくり」「つながりづくり」「まちづくり」は、一方向に進むのではなく、互いに関連しあう循環構造を有している。

「生涯学習ビジョン」実現の中核となる社会教育・生涯学習行政には、この循環を地域の中で起動し、持続させる目的意識的な働きかけが重要となる。

行政各部署が行っている様々な生涯学習関連事業等を循環構造の中に位置づけ、体系化し推進する役割を担うことが期待される。

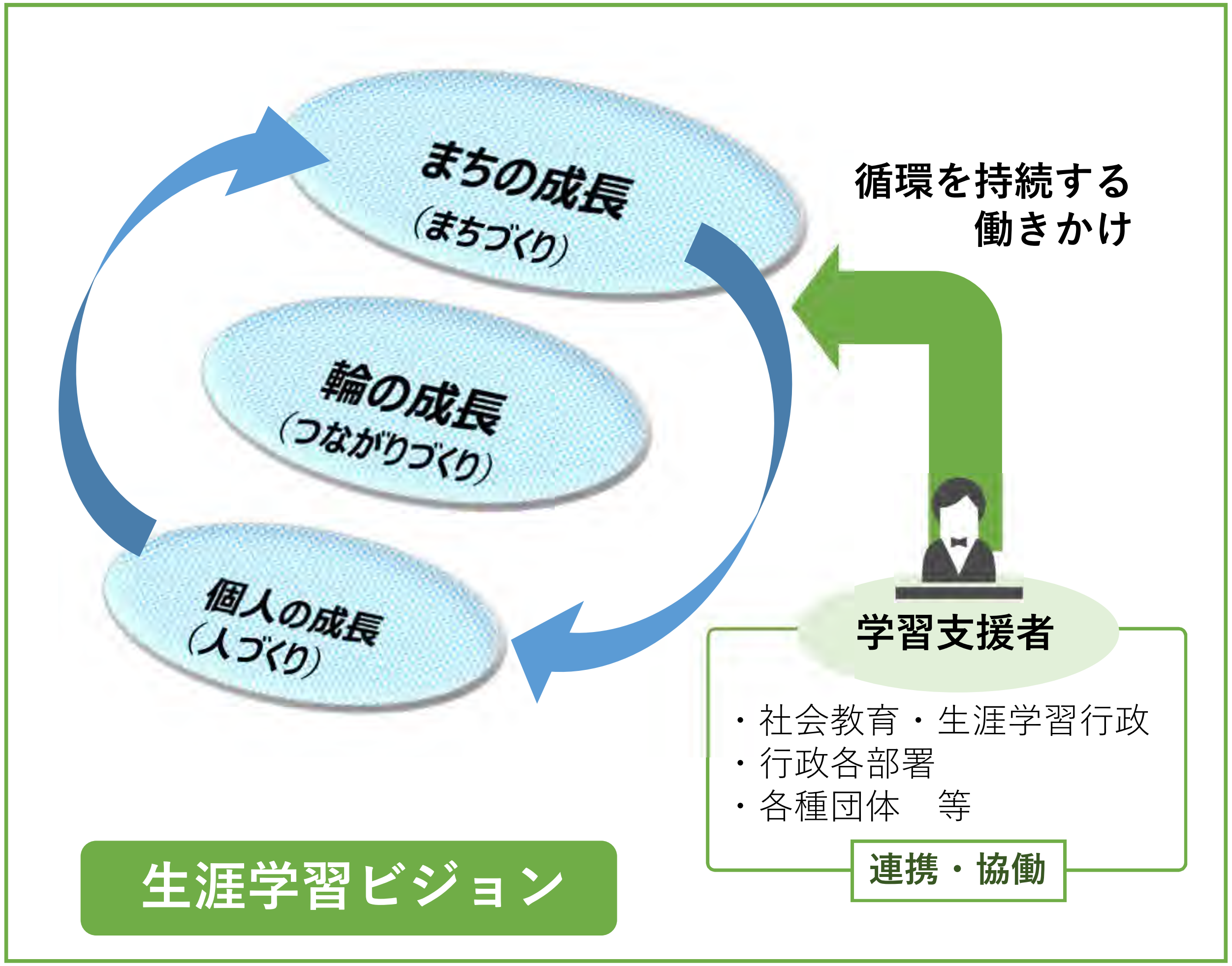

4　学習者と学習支援者双方が「生涯学習ビジョン」を理解するための方策

⑴ 生涯学習ビジョンやロールモデルの可視化について
（☛ 提言P.11）

学習者・学習支援者の双方に生涯学習ビジョンを理解してもらうには、自身の学習活動が生涯学習ビジョンの理念につながっている様子が見えることが必要となる。

また、生涯学習ビジョンへの理解を深め、活用する方法として、市内で活躍している個人や団体等の取組をロールモデルとして示し、「人づくり」「つながりづくり」「まちづくり」の実践者として各種広報等で取り上げるという手段が考えられる。

⑵ 学習活動の情報発信について
（☛ 提言P.13）

生涯学習ビジョンの実現のため、情報発信の手段や内容を検討し、万人が学びにアクセスしやすい環境づくりが必要となる。

ＩＣＴを利用した新しいメディアを活用することはもとより、広報誌等のオールドメディアを併用することで、多様な情報に触れる機会を提供し、新しい関心を喚起するきっかけとする。

また、多様化した情報を集約し、ネットワーク化するために社会教育・生涯学習行政には、「さいたま市生涯学習情報システム」の一層の利便性の向上やコンテンツの充実等が求められる。

⑶ 市民にわかりやすい「生涯学習」を伝える
（☛ 提言P.14）

学習者・学習支援者の現在持つ「生涯学習」へのイメージと生涯学習ビジョンの目指す姿との違いを埋めることや、「生涯学習」という言葉自体を聞いたときに市民が感じる心のハードルを下げるため、「市民にとって腑に落ちる言葉」を共に探り、生涯学習への理解を促進し、市民がみずから学ぶ良さや可能性を実感することができる。

資料３

第 12 期さいたま市社会教育委員会議の協議内容について（案）

１　協議テーマ

生涯学習を取り巻く情勢などについて、より具体的なテーマを設定し、協議を行う。

⑴　第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和４年８月）

・ 社会の構造的な変容に対応するため、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が増大している。

・ 他方で、自らの意思で学習し、様々な学びを積み重ねる学習習慣を持つ社会人は少数派であるという調査結果もあり、社会人にとって学びやすい環境の整備を社会全体で進めていくことが必要である。

・ 学校教育を終えた後の人や、十分な学習機会を得ることが出来なかった人など、個々人が置かれた状況に応じ、学び直しをしながら参画していける社会の実現が望まれる。

⑵　第 11 期さいたま市社会教育委員会議　提言（令和５年 11 月）

生涯学習や地域活動などへ参加する心理的なハードルの高い人々へ向けて、学習情報や学習機会などを積極的に届ける努力を求められている。

→　第 12 期協議テーマ（案）:「働く世代の市民に生涯学習を届けるために」

２　課題の設定

協議テーマについて具体的な課題を設定する。

＜課題の例＞

・働く世代の市民が生涯学習に参加しやすくなるためには

・働く世代の市民に生涯学習の情報を提供するためには

・働く世代の市民に地域活動に参加してもらうためには　等

３　協議の進め方

・ 協議テーマに関連した活動を行っている団体等からヒアリングし、意見交換や課題解決のための検討（ワークショップ）を行う。

・ 協議テーマに関連した事業の視察を実施する。

４　スケジュール

<table>
<tr><td>第１回
（今回）</td><td>第２回
R6.１月</td><td>第３回
R6.３月</td><td>第４回
R6.７月</td><td>第５回
R6.11 月</td><td>第６回
R7.１月</td><td>第７回
R7.３月</td><td>第８回
R7.７月</td></tr>
<tr><td>テーマの決定</td><td>協議方法・課題の決定</td><td colspan="4">協 議・視 察 等 →</td><td>まとめ１</td><td>まとめ２</td></tr>
</table>